

教習生の皆様へ

令和元年10月1日からの消費税率引き上げへの対応について

指定自動車教習所では、令和元年10月1日以後の教習の料金にかかる10%の消費税額を適正に上乗せすることなどを業界として取り決めました。そのため、教習生やその保護者の皆様におかれましては、ご理解の上、次のことにご注意ください。

(1) 10月1日以後の消費税率について

- 令和元年10月1日以後の教習の料金にかかる消費税率は、10%となります。
- 令和元年9月30日までに教習所に入所していても、10月1日以後に実施した教習の料金については、10%の消費税がかかります。上乗せ2%分の差額（下表参照）は卒業時に精算させていただきます。

税込単価（8%、10%）と差額

項目	9/30 まで (8%)	10/1 以後 (10%)	1 回当たり差額
技能教習（普通車）	4,320 円	4,400 円	80 円
技能教習（自動二輪車）	3,240 円	3,300 円	60 円
技能教習（普通二種、大特）	5,400 円	5,500 円	100 円
学科教習	1,728 円	1,760 円	32 円
仮免前学科効果測定	2,160 円	2,200 円	40 円
卒検前学科効果測定	3,240 円	3,300 円	60 円
修了検定	6,480 円	6,600 円	120 円
卒業検定（普通車、自二輪）	6,480 円	6,600 円	120 円
卒業検定（普通二種、大特）	8,640 円	8,800 円	160 円

9/30

10/1

**9月30日までに実施した教習
の料金は、消費税8%**

**10月1日以後に実施した教習
の料金は、消費税10%**

(2) その他

- 広告には、教習の料金の税抜価格と税込価格が表示されています。
- （一社）全日本指定自動車教習所協会連合会（全指連）では、上記内容について、公正取引委員会に転嫁・表示カルテルの届出をしています。
- 仮免許試験受験手数料と仮免許証交付手数料は、公安委員会から委託を受けて受領するものですので、消費税はかかりません。
- 「10月1日以後でも消費税率は8%で済みます。」などの表示は、消費税転嫁対策特別措置法により禁止されています。